

町内に空き家をお持ちの人へ 空き家バンクに登録しませんか

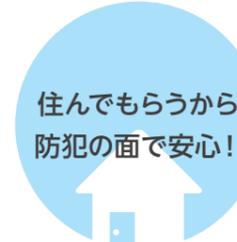
問い合わせ 政策企画課 ☎78-3114 (内222)

津奈木町では、空き家を売りたい人や貸したい人に空き家物件を登録していただき、空き家の利用希望者へ情報を提供する空き家バンク制度を運用しています。空き家バンクへの登録要件や補助制度の活用など、詳しくはお問い合わせください。

↑ 空き家バンクに登録して入居者が見つかるこんなメリットがあります



使ってもらうことで
家の老朽化が防げた!



住んでもらうから
防犯の面で安心!



入居者が見つかり
家賃収入が入った!



家財の処分などに
補助金が使えた!

↑ 空き家バンク登録物件には次の補助制度があります ※事前の申請が必要。

空き家リフォーム補助制度

- ▼対象物件
空き家バンクに登録され、売買か賃貸借契約を結んだ空き家
- ▼対象者
次のどれかに当てはまる人
①空き家の所有者
②入居(予定)者
※所有者などが3親等以内の親族かこれと同じと認められる人に売却・賃貸するときは対象外です。
- ▼対象事業
町内施工業者が空き家を改修する事業
※補助対象になる改修内容はお問い合わせください。
- ▼内容
費用の3分の2を補助(限度額50万円)
- ▼その他
登録空き家を活用し活性化事業(宿泊業・飲食業・小売業)をするときも対象です。

空き家家財道具処分等補助制度

- ▼対象物件
空き家バンクに登録された空き家
- ▼対象者
次のどれかに当てはまる人
①空き家の所有者
②入居(予定)者で所有者から家財処分などを委任された人
※所有者などが3親等以内の親族かこれと同じと認められる人に売却・賃貸するときは対象外です。
- ▼対象経費
①ごみの処分費
②家財の移設費
③家電リサイクル法で指定された家電製品の処分費
④敷地内の樹木伐採・草刈などの経費
⑤空き家内の清掃費
- ▼内容
費用の10分の10を補助(限度額30万円)

↑ 空き家バンク登録には要件があります

老朽化が激しい空き家や、県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン)に存在する空き家はバンクへ登録できません。

個人住民税の定額減税

問い合わせ 住民課税務班 ☎78-3113 (内115)

わが国の経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正で令和6年分の所得税・個人住民税において定額減税が実施されることになりました。個人住民税の定額減税の概要は以下の通りです。

対象者

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

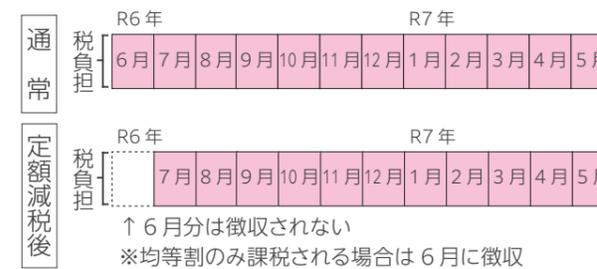
減税額

- 本人・配偶者を含む扶養親族1人につき **1万円**
- ※1 定額減税の対象者は国内に住所を有する人に限る
- ※2 同一生計配偶者・扶養親族の判定は原則、前年12月31日の現況による
- ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいるときは、令和7年度分の個人住民税で1万円の定額減税が行われる

徴収方法(令和6年度分)

①給与所得に係る特別徴収(給与所得者)

令和6年6月分は徴収されず定額減税後の税額が令和6年7月分~令和7年5月分の11か月で均されます。



②普通徴収(事業所得者など)

定額減税前の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれないときは、第2期分(令和6年7月分)以降の税額から順次控除されます。



③公的年金等に係る所得に係る特別徴収(年金所得者)

定額減税前の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれないときは、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除されます。



- ※1 減税額については納税通知書の裏面か特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- ※2 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- ※3 減税しきれないときは別途給付金(調整給付)が支給されます。給付金については内閣官房HP、定額減税については国税庁特設サイトをそれぞれご確認ください。

